

災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定

甲（関西広域連合（構成団体：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市））と乙（近畿地区連合獣医師会（構成団体：公益社団法人三重県獣医師会、公益社団法人滋賀県獣医師会、公益社団法人京都府獣医師会、公益社団法人大阪府獣医師会、一般社団法人兵庫県獣医師会、公益社団法人奈良県獣医師会、公益社団法人和歌山県獣医師会、公益社団法人京都市獣医師会、公益社団法人大阪市獣医師会、公益社団法人神戸市獣医師会））は、災害時における愛玩動物への救護活動等に関する相互の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力して、災害時における愛玩動物への救護活動等に関して必要な事項を定める。

（依頼）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる活動を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を依頼するものとし、乙は、可能な限りこの依頼に応じる。

2 前項の規定による依頼は、文書により活動の内容及び期間等を指定して行う。ただし、その暇がないときは、口頭で依頼し、その後速やかに文書を送付する。

（活動内容）

第3条 この協定により、甲は乙に対して、次に掲げる活動を依頼する。

- (1) 飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布
- (2) 負傷している愛玩動物の収容・治療・一時保管
- (3) 被災者が飼養等困難な愛玩動物の一時保管・新たな飼養者への譲渡
- (4) 新たな飼養者探しのための情報の収集・提供
- (5) 愛玩動物に関する相談の実施
- (6) その他の救護活動

（活動の基本方針）

第4条 乙による活動はボランティアを基本方針とする。

(情報の共有)

第5条 甲と乙は、事務局担当者の連絡先等の必要な情報共有を行うとともに、災害時には、支援ニーズの把握・情報共有に努める。

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、広域連合の構成団体が災害時における愛玩動物への救護活動等に関して、各府縣市獣医師会等と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 関西広域連合
広域連合長 仁坂 吉伸

乙 近畿地区連合獣医師会
会長 中島 克元